

平成二十六年法律第五十七号

重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上で
の協力の強化に関する日本国政府とアメリ
カ合衆国政府との間の協定の実施に関する
法律

（趣旨）

第一条 この法律は、日本国政府及びアメリカ合
衆国政府が、日米査証免除制度（日本国が、ア
メリカ合衆国政府の発行する旅券を所持する同
国の国民の一部について、本邦への上陸に際し
、外国に駐在する日本国の大使、公使又は領
事官の査証を必要としないこととする制度及び
アメリカ合衆国が日本国民について実施してい
る同様の制度をいう。第八条において同じ。）
の下で安全な国際的な渡航を一層容易にしつ
つ、両国の国民の安全を強化するため、重大な
犯罪を防止し、及び捜査することを目的とし
て、相互に必要な指紋情報等を交換するための
枠組みを定めた重大な犯罪を防止し、及びこれ
と戦う上で協力の強化に関する日本国政府と
アメリカ合衆国政府との間の協定（以下「協
定」という。）の実施に関し必要な事項を定め
るものとする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用
語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ
による。

一 合衆国連絡部局 アメリカ合衆国政府が協
定第三条１の規定により指定する国内連絡部
局をいう。

二 指紋情報 電磁的記録（電子的方式、磁気
的方式その他の人の知覚によつては認識するこ
とができない方式で作られた記録をいう。）
に記録された指紋をいう。

三 特定指紋情報 刑事訴訟法（昭和二十三年
法律第三十一号）の規定により被疑者から
採取された指紋に係る指紋情報をいう。

四 照合用電子計算機 特定指紋情報及び次に
掲げる事項が記録されている警察庁長官の使
用に係る電子計算機であつて、特定の者に係
る指紋情報と特定指紋情報とを照合してその
者に係る指紋情報が当該電子計算機に記録さ
れているか否か及び当該指紋情報が記録され
ている場合にあつては当該指紋情報に係る当
該事項を確認することができる機能を有する
ものをいう。

イ 当該特定指紋情報により識別される者の
氏名、生年月日、出生地、性別、身長又は
体重

ロ 当該特定指紋情報により識別される者の
刑事の処分の経歴
ハ 当該特定指紋情報に係る指紋の採取がさ
れた年月日その他の当該指紋の採取に関す
る事項

（合衆国連絡部局から照会を受けた場合の措置）

第三条 警察庁長官は、合衆国連絡部局から、合
衆国使用電子計算機（合衆国連絡部局の使用に
係る電子計算機をいう。以下この条において同
じ。）より電気通信回線を通じて照合用電子計
算機に特定の者が識別されている旨の情報と共
にその者に係る指紋情報を送信する方法によつ
て、協定第四条の規定による指紋情報に関する
照会を受けたときは、照合用電子計算機より電
気通信回線を通じて合衆国使用電子計算機に送
信する方法によつて、その者に係る指紋情報が
照合用電子計算機に記録されており、かつ、そ
の者が次の各号のいずれかに該当する者である
かを回答するものとする。

一 日本国の法令に違反して刑に処せられたこ
とのある者

二 刑事上の手続による身体の拘束を受けたこ
とのある二十歳以上の者であつて、当該身体
の拘束を受けることとなつた事件について次
のいずれかに該当するもの

イ 現に被告人である者

ロ 刑事訴訟法第二百四十八条の規定により
公訴を提起しない処分を受けた者

ハ 公訴の提起又は公訴を提起しない処分の
いづれをも受けていない者（刑事訴訟法第
二百四十六条ただし書の規定により当該事
件が検察官に送致されなかつた者及び少年
法（昭和二十三年法律第六十八号）第二十
八条、第十九条第一項、第二十三条第二
項、第二十四条第一項又は第六十四条第一
項の決定を受けた者を除く。）

三 逮捕状が発せられており、かつ、所在が不
明である二十歳以上の者のうち国家公安委員
会規則で定めるもの

警察庁長官は、合衆国連絡部局から、合衆国
使用電子計算機より電気通信回線を通じて照合
用電子計算機に特定の者が識別されていない旨
の情報と共にその者に係る指紋情報を送信する
方法によつて、協定第四条の規定による指紋情
報に関する照会を受けたときは、照合用電子計
算機より電気通信回線を通じて合衆国使用電子
計算機に送信する方法によつて、その者に係る

指紋情報が照合用電子計算機に記録されてい
るか否かを回答するものとする。

（合衆国連絡部局から追加の情報の提供の要請
を受けた場合の措置）

第四条 警察庁長官は、前条の規定により、特定
の者に係る指紋情報が照合用電子計算機に記録
されている旨（同条第一項の場合にあつては、
その者に係る指紋情報が照合用電子計算機に記
録されており、かつ、その者が同項各号のいづ
れかに該当する者である旨）を回答した場合に
おいて、合衆国連絡部局から、協定第五条１の
規定によるその者に係る追加の情報の提供の要
請を受けたときは、当該要請があつた時に現に
照合用電子計算機に記録されている情報（第二
条第四号イからハまでに掲げる事項に係るもの
に限る。）であつて、当該要請の目的に照らし
て必要かつ適当であると認められるものを提供
することができる。

2

警察庁長官は、前項の規定により合衆国連絡
部局に対し情報を提供する場合において、必要
があると認めるときは、当該情報の利用に関す
る条件を定めるものとする。

（提供した情報の利用に係る同意等）

第五条 警察庁長官は、合衆国連絡部局から、前
条の規定により提供した情報の利用に係る協定
第八条５（２）の規定による同意又は第三条の
規定により回答し、若しくは前条の規定により
提供した情報の開示に係る協定第八条７の規定
による同意を求められたときは、それらの内容
について同意をするかどうかを決定し、その旨
を合衆国連絡部局に通知するものとする。

（国家公安委員会規則への委任）

第六条 前三条に定めるもののほか、これらの規
定の実施のための手続その他その施行に関し必
要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

（情報の適切な管理のための措置）

第七条 警察庁長官は、照合用電子計算機に記録
された特定指紋情報その他の第三条から第五
条までの措置に係る情報の漏えい、滅失又は毀損
の防止その他これらの情報の適切な管理のため
に、照合用電子計算機に係るアクセス制御機能
（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平
成十一年法律第二百二十八号）第二条第三項に規
定するアクセス制御機能をいう。）の高度化そ
の他の必要な措置を講ずるものとする。

（外務大臣の措置）

第八条 外務大臣は、日米査証免除制度の下で安
全な国際的な渡航を一層容易にしつつ、両国の

国民の安全を強化する上で協定が果たす役割に
鑑み、協定の実施に関し、必要に応じ、アメリ
カ合衆国政府と協議するものとする。

（関係行政機関の協力）

第九条 警察庁長官、法務大臣、出入国在留管理
庁長官及び外務大臣は、協定の実施に関し、相
互に協力するものとする。

附 則 抄

（施行期日）

1 この法律は、協定の効力発生の日から施行す
る。

附 則 （平成三〇年二月一日法律第
一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から
施行する。

附 則 （令和三年五月二十八日法律第四七
号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行
する。